

熊本県公報

第 1 1 5 3 0 号
平成 19 年 3 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2
- 廃川敷地の発生……………(河川課) 2
- 公有水面埋立免許……………(漁港漁場整備課) 2
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定……………(障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関(育成医療・更生医療)の指定……………(障害者支援総室・健康づくり推進課) 3
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定……………(障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関(育成医療・更生医療)の指定……………(障害者支援総室・健康づくり推進課) 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 4
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 4
- 熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要領の一部改正……………(畜産課) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 4
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 37
- 道路の供用開始……………(") 37
- "……………(") 38
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 38
- 指定管理者の指定……………(観光物産総室) 42
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 42
- 定数漁業の許可及び起業認可申請に係る公示……………(水産振興課) 42

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 42
- 熊本都市計画道路事業の認可……………(都市計画課) 43
- 大津都市計画道路事業の認可……………(") 43
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 43
- 公共測量の実施……………(監理課) 44
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村計画・技術管理課) 44
- 開発行為工事完了……………(建築課) 44
- 徴税吏員証及び検税吏員証の無効……………(税務課) 44
- 野菜指定産地生産出荷近代化計画の概要……………(園芸生産・流通課) 44
- 都市計画事業の変更……………(新幹線都市整備総室) 46
- 公共測量の実施……………(監理課) 46

登 載 依 頼

- 熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………(学校人事課) 46
- 熊本県立町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………(") 47

告 示

熊本県告示第 279 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活サポート陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	有限会社陽楽	平成 19 年 3 月 15 日

熊本県告示第 280 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活サポート陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	有限会社陽楽	平成 19 年 3 月 15 日

熊本県告示第 281 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川菊池川水系内野川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 19 年 3 月 28 日
- 3 廃川敷地の位置
山鹿市平山字金山 56 番 2 地先
- 4 廃川敷地の面積
59.52 平方メートル

熊本県告示第 282 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許年月日
平成 19 年 3 月 19 日
- 2 出願者の住所及び名称
天草市東浜町 8 番 1 号 砂月漁港管理者 天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
熊本県天草市牛深町字米淵（1462、1463、1464）の 1 及び（1462、1463、1464）の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成 17 年秋分の満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 小崎三等三角点（北緯 32 度 10 分 56.2286 秒、東経 130 度 02 分 19.0260 秒）から 229 度 53 分 48 秒 1,532.886 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 91 度 56 分 14 秒 35.240 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 181 度 56 分 14 秒 6.200 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 271 度 56 分 14 秒 3.000 メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 181 度 56 分 14 秒 70.000 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 91 度 56 分 14 秒 3.000 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 181 度 56 分 14 秒 3.962 メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 271 度 59 分 06 秒 15.028 メートルの地点
 - (3) 面積
1,823.07 平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
熊本県天草市牛深町字米淵（1462、1463、1464）の 1 及び（1462、1463、1464）の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の⑨の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と⑨の地点を結ぶ平成 17 年秋分の満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
⑨の地点 小崎三等三角点（北緯 32 度 10 分 56.2286 秒 東経 130 度 02 分 19.0260 秒）

- から 230 度 08 分 38 秒 1,525.263 メートルの地点
 ㊦の地点 ㊧の地点から 91 度 56 分 14 秒 43.973 メートルの地点
 ㊨の地点 ㊩の地点から 181 度 56 分 14 秒 90.170 メートルの地点
 ㊪の地点 ㊫の地点から 271 度 59 分 06 秒 25.028 メートルの地点
- (3) 面積
 3,281.98 平方メートル
- 5 埋立地の用途
 漁港施設用地

熊本県告示第 283 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
整形外科	淵上 徹郎	平成 19 年 2 月 20 日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町一丁目 2 番 1 号
耳鼻咽喉科	竹村 考史	平成 19 年 2 月 20 日	健康保険天草中央総合病院 天草市東町 101 番地
内科	川口 憲司	平成 17 年 4 月 1 日	医療法人谷田会谷田病院 上益城郡甲佐町岩下 123 番地
内科	河野 修	平成 18 年 1 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地

熊本県告示第 284 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
熊本南前薬局	宇城市松橋町豊福権現前 2070 番地	調剤	平成 19 年 2 月 20 日

熊本県告示第 285 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	吉田 光宏	平成 19 年 3 月 1 日	社団法人八代郡医師会八代郡医師会立病院 八代郡氷川町今 151 番地 1
外科	井崎 敏也	平成 19 年 3 月 1 日	社団法人八代郡医師会八代郡医師会立病院 八代郡氷川町今 151 番地 1
眼科	中熊 真一	平成 19 年 3 月 1 日	きはら眼科 八代市萩原町二丁目 6 番 32 号
循環器科	古森 顕一	平成 19 年 3 月 1 日	公立玉名中央病院 玉名市中 1950 番地
眼科	鳥飼 慶	平成 19 年 3 月 1 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 511 番地
外科	川村 亮機	平成 19 年 3 月 1 日	医療法人社団金森会金森医院 宇土市本町六丁目 5 番地
呼吸器科	一安 秀範	平成 19 年 3 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
整形外科	堀川 朝広	平成 19 年 3 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地

熊本県告示第 286 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医 療 機 関 名	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
高階誠心堂出町調剤薬局	人吉市上青井町 167 番地	調剤	平成 19 年 3 月 1 日

熊本県告示第 287 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設リハセンターひばり 阿蘇郡南阿蘇村吉田 2044 番地 2	医療法人社団 大徳会	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 288 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団かねみつ胃腸科外科医院 熊本市新土河原二丁目 3 番 43 号	医療法人社団かねみつ胃腸科 外科医院	平成 19 年 3 月 13 日

熊本県告示第 289 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防居宅療養管理指導】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人社団かねみつ胃腸科外科医院 熊本市新土河原二丁目 3 番 43 号	医療法人社団かねみつ胃腸科 外科医院	平成 19 年 3 月 13 日

熊本県告示第 290 号

熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要領を次のように定める。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要領（昭和 37 年 9 月 4 日熊本県告示第 487 号）の一部を次のように改正する。

第 2 中「技術吏員及びを削る。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 291 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 八代市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
弥勒川(202-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町小路
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
岡谷川第二-1(202-1-005-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町谷川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
岡谷川第二-2(202-1-005-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町谷川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大谷川(202-1-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市興善寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
権現川(202-1-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
迫谷川（202-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
関の谷川第三（1）（202-1-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中谷川第二（202-1-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第二（202-1-026）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第三（202-1-027）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第四（202-1-028）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第五（202-1-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
迫川（202-1-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第一－1（202-1-031-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第一－2（202-1-031-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
敷川内川第一－3（202-1-031-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大坪川（1）－1（202-1-032-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大坪川（1）－2（202-1-032-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大坪川（2）－1（202-1-033-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
大坪川（2）－2（202-1-033-2）
イ 土砂災害警戒区域の所在地

- 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 大坪川(2)-3(202-1-033-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 桑鶴川第一-1(202-1-034-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 桑鶴川第一-2(202-1-034-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 桑鶴川第三(202-1-035)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 田ノ川内川(202-1-036)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久新田町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 竹之内川（202-1-038）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久竹之内町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 汐鶴川（1）（202-1-039）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩南町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 汐鶴川（2）（202-1-040）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩南町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 多々良川（202-1-041）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩南町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 湯の迫川（202-1-042）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久中町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 中西川(202-1-043)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久上西町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 下塩屋川(202-1-044)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久下西町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 下塩屋川第二(202-1-045)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久下西町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 下塩屋川第三(202-1-046)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久下西町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 馬越川第三(202-1-047)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久馬越町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬越川（2）－1（202-1-049-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬越川（2）－2（202-1-049-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬越川（2）－3（202-1-049-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬越川（2）－4（202-1-049-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北白島川（202-1-051）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 白島川（202-1-052）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 白島川第二（202-1-053）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 新谷川（202-1-054）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 船津谷川第一（1）（202-1-062）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 船津谷川第二（202-1-063）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 船津谷川第一（2）（202-1-064）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地

- ウ 八代市二見洲口町
土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
関の谷川第三(2)(202-2-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
関の谷川第四(202-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
迫谷川第二-1(202-2-005-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町西
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
迫谷川第二-2(202-2-005-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市上片町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
迫谷川第三(202-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東片町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
一つ谷川（202-2-023）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
汐鶴川第二（202-2-026）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久塩北町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
洲口川（202-2-027）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
洲口川第三（202-2-028）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
才野谷川（202-2-044）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
 一つ谷川第二(202-3-010)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市敷川内町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
 洲口川第二(202-3-012)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 川東(A)(202-1-005)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市川田町東
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上片町C(202-1-007)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市上片町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上片町大平(202-1-014)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市上片町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上片町D(202-2-001)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 八代市上片町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 10-1（202-2-010-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 10-2（202-2-010-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 10-3（202-2-010-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 10-4（202-2-010-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
寒川川 2-1 (205-1-030-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
寒川川 2-2 (205-1-030-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
頭石川 3 (205-1-052)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
旧山川 (205-1-053)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
日添川 (205-1-054)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
茂川川 (205-1-056)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
合畑川(205-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川6(205-3-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川7(205-3-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 菊池市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
北向(210-1-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市雪野北向
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
雪野(210-1-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市雪野池辺
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 鶴古閑(210-1-017)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市雪野鶴古閑

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上村(210-1-018)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市雪野加護峰

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 染土(210-2-028)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市龍門染土

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
 次郎丸川(210-1-008)

イ 土砂災害警戒区域の所在地
 菊池市雪野次郎丸

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 宇土市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 小部田 1-1(211-1-031-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市住吉町(小部田)

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
小部田1-2(211-1-031-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町(小部田)
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
小部田2(211-1-032)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町(小部田)
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
笠岩(B)(211-1-035)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町(笠岩)
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
笠岩(211-1-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町(笠岩)
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
中村-1(211-1-037-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町(中村)
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中村-2（211-1-037-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町（中村）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川内（B）（211-1-039）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町（川内）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津 1-1（211-1-040-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津 1-2（211-1-040-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津 1-3（211-1-040-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門（A）-1（211-1-041-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門（A）-2（211-1-041-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門1（211-1-042）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門3（211-1-043）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門（B）（211-1-044）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 1-1（211-1-045-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 1-2（211-1-045-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 2（211-1-048）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上平原 1（211-1-049）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（上平原）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
旭 1（211-1-050）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（旭）

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
旭2（211-1-051）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（旭）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
梅咲（211-1-052）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（梅咲）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津2（211-2-021）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門4（211-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門5（211-2-023）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門 6（211-2-024）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門 7（211-2-025）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門 2（211-2-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 1（211-2-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関
する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部
に備え置いて縦覧に供する。）

- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 2（211-2-030）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 3（211-2-031）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 4（211-2-032）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 5（211-2-033）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上平原 2-1（211-2-059-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（上平原）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上平原 2-2 (211-2-059-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町 (上平原)
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上平原 2-3 (211-2-059-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町 (上平原)
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下平原 (1) (211-2-060)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町 (下平原)
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下平原 (2) (211-2-061)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町 (下平原)
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
潟 1 (211-2-062)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町 (潟)
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
旭3（211-2-063）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（旭）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
旭4（211-2-064）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（旭）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
梅咲1（211-2-067）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（梅咲）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
梅咲2（211-3-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（梅咲）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
辺田3（211-3-016）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市笹原町（辺田）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
渦 3（211-3-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（渦）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津 3（211-3-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本網津 4（211-3-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
割井川 8（211-3-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平原川 5（211-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（下平原）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平原川（211-1-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（上平原）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
割井川1（211-1-024）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
割井川2（211-1-025）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市網津町（割井川）
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
馬門川2（211-1-026）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門川1（211-1-027）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門川3（211-1-028）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬門川 4（211-1-029）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（馬門）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村川 1（211-1-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
本村川 2（211-1-031）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市網津町（本網津）
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
新川（211-1-032）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市住吉町（新川西）
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
藤迫川（211-2-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網津町（藤ノ迫）
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
馬門川5（211-2-013）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇土市網津町（局田）
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 合志市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島（1）（407-1-001）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島辻
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
辻3（407-1-005）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島辻
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島（2）（407-2-003）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島野々島
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北（407-2-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島北
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 辻 1（407-2-016）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島辻
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 辻 2（407-2-017）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島辻
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 外園（1）（407-2-018）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島外園
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 辻 4（407-2-019）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島辻
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備えて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 野々島 2（407-3-005）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島4（407-3-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島野々島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島5（407-3-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島野々島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島6（407-3-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島野々島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
外園（2）（407-3-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島外園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野々島7（407-3-024）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島野々島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
中尾（407-3-025）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
合志市野々島中尾
ウ 土砂災害警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北 1（407-3-026）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島北
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北 2（407-3-027）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島北
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
辻（407-3-028）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島辻
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合志塚 1（407-3-029）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市野々島合志塚
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 合志塚 2（407-3-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市野々島合志塚
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 292 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	原植木線	同所	前	6.3 ～ 13.0	374.0	単道改
			後	10.2 ～ 17.5	374.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 28 日

熊本県告示第 293 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	熊本市新屋敷二丁目 2 番 1 地先から 同所 1 番 8 地先まで	28.0	
一般国道	266 号	熊本市本荘五丁目 229 番 地先から 同市下通二丁目 500 番 2 地先まで	247.9	国連携支援

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 294 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市花園一丁目 同所 290 番地先から 291 番地先まで	6.8	連続立体 交差事業

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 295 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 矢津田（C）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 4 号までを順次結んだ線と標柱 4 号と標柱 16 号を結んだ線と標柱 16 号から標柱 18 号までを順次結んだ線及び標柱 18 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	阿蘇郡	南小国町	赤馬場	積ノ本	1183-3 地先（道路）
2	”	”	”	”	1137-2
3	”	”	”	”	1139-1
4	”	”	”	”	1165
16	”	”	”	”	1137-1
17	”	”	”	”	1131
18	”	”	”	”	1183-3 地先（道路）

2 下市地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	下 市	染 野	453
2	”	”	”	”	451
3	”	”	”	”	490-3
4	”	”	”	”	447
5	”	”	”	”	426-1
6	”	”	”	”	424-3
7	”	”	”	”	422-3
8	”	”	”	”	421-6
9	”	”	”	”	455

3 黒岩地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次結んだ線及び標柱 5 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	葦北郡	芦北町	黒 岩	小木場	949 地先（里道）
2	”	”	”	”	965

3	"	"	"	"	939
4	"	"	"	"	943
5	"	"	"	"	946 地先 (里道)

4 深川 E 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	水俣市		市渡瀬	村 前	135-8 地先 (道路)
2	"		"	村 上	218-3
3	"		"	"	"
4	"		"	"	"
5	"		"	"	"
6	"		"	"	"
7	"		"	村 前	138-4 地先 (道路)
8	"		"	"	137-2 地先 (道路)
9	"		"	"	135-8 地先 (道路)

5 川島地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 32 号までを順次結んだ線及び標柱 32 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域、並びに次に掲げる土地に存する標注 33 号から標注 68 号までを順次結んだ線及び標注 68 号と標注 33 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	球磨郡	球磨村	神瀬丙	開 畑	1286-2・1286-3・1286-4・1286-5・1302-1・1302-2・1302-3・1302-4・1303 (筆界未定地)
2	"	"	"	"	1286-12
3	"	"	"	"	1306-3
4	"	"	"	"	1309-4
5	"	"	"	"	1375-1
6	"	"	"	川 島	1316-1
7	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	1374
9	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	1370
11	"	"	"	"	1373
12	"	"	"	"	1372
13	"	"	"	"	1362-2
14	"	"	"	"	1362-1
15	"	"	"	"	"
16	"	"	"	"	"
17	"	"	"	"	1362-5
18	"	"	"	"	1371-2
19	"	"	"	"	1369-1
20	"	"	"	"	"
21	"	"	"	"	"
22	"	"	"	"	1369-2
23	"	"	"	"	1319-2
24	"	"	"	"	"
25	"	"	"	開 畑	1310

26	"	"	"	"	"
27	"	"	"	"	"
28	"	"	"	"	1307
29	"	"	"	"	"
30	"	"	"	"	1286-2・1286-3・1286-4・1286-5・1302-1・1302-2・1302-3・1302-4・1303 (筆界未定地)
31	"	"	"	"	"
32	"	"	"	"	"
33	"	"	"	川島	1352-1
34	"	"	"	"	"
35	"	"	"	"	"
36	"	"	"	"	1348-21
37	"	"	"	"	1348-3
38	"	"	"	"	1351-2
39	"	"	"	"	1348-4
40	"	"	"	"	"
41	"	"	"	"	"
42	"	"	"	甲野中	1253-8
43	"	"	"	"	"
44	"	"	"	開 畑	1267-16
45	"	"	"	"	"
46	"	"	"	"	1267-16 地先
47	"	"	"	"	1267-16
48	"	"	"	"	"
49	"	"	"	"	1267-16 地先
50	"	"	"	"	1294-2
51	"	"	"	"	"
52	"	"	"	"	"
53	"	"	"	"	"
54	"	"	"	"	"
55	"	"	"	川 島	1336
56	"	"	"	"	"
57	"	"	"	"	"
58	"	"	"	"	"
59	"	"	"	"	1335-1
60	"	"	"	"	"
61	"	"	"	"	"
62	"	"	"	"	1339-1
63	"	"	"	"	1338-1
64	"	"	"	"	1341
65	"	"	"	"	"
66	"	"	"	"	"
67	"	"	"	"	"
68	"	"	"	"	1346-17

6 西間下 F 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次結んだ線及び標柱 12 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
------	-----	-----	-----	---	-----

1	人吉市	西間下町		高 見	744-1
2	"	"		"	728
3	"	"		"	"
4	"	"		"	"
5	"	"		"	"
6	"	"		"	"
7	"	"		"	730
8	"	"		"	736-1
9	"	"		"	736-5
10	"	"		"	736-3
11	"	"		"	742-4
12	"	"		"	747-2

7 今山地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次結んだ線及び標柱 12 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	人吉市	古仏頂町		今山	1160-1
2	"	"		"	1150-1
3	"	"		"	"
4	"	"		"	"
5	"	"		"	"
6	"	"		"	"
7	"	"		"	"
8	"	"		"	"
9	"	"		"	1147-4
10	"	"		"	1160-6
11	"	"		"	1160-1
12	"	"		"	"

8 丸山地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 17 号までを順次結んだ線及び標柱 17 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	球磨郡	多良木町	黒肥地	赤田	8292
2	"	"	"	"	8289・8290・8293（筆界未定地）
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	鍋城	8030-2
7	"	"	"	"	8024
8	"	"	"	"	8019
9	"	"	"	"	8018
10	"	"	"	"	8017
11	"	"	"	"	8014-1
12	"	"	"	"	8013-1
13	"	"	"	"	8013-2
14	"	"	"	"	8015-1
15	"	"	"	"	8021-2
16	"	"	"	"	8024
17	"	"	"	赤田	8292

熊本県告示第 296 号

熊本県野外劇場条例（昭和 62 年熊本県条例第 13 号）第 11 条第 1 項の規定により、熊本県野外劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	福岡市西区橋本二丁目 16 番 11 号	特定非営利活動法人文化施設支援機構 代表理事 稲田友治	平成 19 年 4 月 1 日 から平成 22 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 297 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨荒尾市長から届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び同法第 260 条第 2 項の規定に基づき、告示する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
荒尾市大島字新四ツ山 1741、1740、1734、1732、1735 地先並びに 1735 に隣接する無番地地先公有水面埋立地 37,561.44 平方メートル	大島字新四ツ山

熊本県告示第 298 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
かご漁業	いかかご漁業	不知火海

2 申請期間

平成 19 年 3 月 28 日から平成 19 年 4 月 4 日まで

公 告**熊本県公告第 268 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
八代ユニオンビルディング
八代市通町 8-27
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 14,383 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1 千平方メートル以下となる日
平成 19 年 3 月 20 日
- 廃止する理由
土地・建物の売却のため
- 届出年月日
平成 19 年 3 月 12 日

熊本県公告第 269 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 16 年九州地方整備局告示第 9 号熊本都市計画道路事業 3・4・59 号新山境ノ松線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市隈府 1272-10
- 4 事業施行期間 平成 16 年 1 月 23 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

熊本県公告第 270 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 13 年九州地方整備局告示第 23 号大津都市計画道路事業 3・4・8 号西鶴中井迫線、大津都市計画道路事業 3・3・1 号室吹田線及び大津都市計画道路事業 3・4・3 号引水室線
- 3 事務所の所在地 熊本県菊池市隈府 1272-10
- 4 事業施行期間 平成 13 年 3 月 12 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第 271 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス宇城松橋店
宇城市松橋町松橋 196 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 11 月 3 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,493 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
60 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
44 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 30 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出年月日
平成 19 年 3 月 2 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 3 月 28 日から平成 19 年 7 月 28 日まで

熊本県公告第 272 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1 級水準測量）	平成 19 年 4 月 16 日から 平成 19 年 5 月 31 日まで	荒尾市牛水地域

熊本県公告第 273 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営広安地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営広安地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 19 年 3 月 29 日から平成 19 年 4 月 25 日まで
- 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 274 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石 1856 番 1 及び同 1857 番 3
998.00 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市流通団地二丁目 11 番地
株式会社エブリワン

熊本県公告第 275 号

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、紛失の届出があったので無効とする。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 9001011 号 平成 18 年 4 月 1 日交付
熊本県事務吏員 山下 貢

熊本県公告第 276 号

野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 8 条及び第 9 条の規定により変更した野菜指定産地生産出荷近代化計画の概要を同法第 9 条の規定により公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 野菜指定産地名 玉名
 - 区域 玉名市、南関町及び和水町
 - 指定野菜の種別 夏秋なす
 - 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
 - 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項

- 栽培技術の向上や集出荷施設の活用による労力の軽減と優良品種の導入により生産及び出荷の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 36 ヘクタール
生産数量 1,070 トン
出荷数量 821 トン
- 2 野菜 指定産地名 玉名
- (1) 区域 玉名市、南関町及び和水町
- (2) 指定野菜の種別 冬春なす
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
栽培技術の向上や集出荷施設の活用による労力の軽減と優良品種の導入により生産及び出荷の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 29 ヘクタール
生産数量 2,566 トン
出荷数量 1,400 トン
- 3 野菜 指定産地名 上益城
- (1) 区域 山都町（旧矢部町及び旧清和村）、益城町及び美里町（旧砥用町）
- (2) 指定野菜の種別 夏秋きゅうり
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
雨よけ栽培の面積を拡大し生産性の向上を図り、また、優良品種の導入試験や環境に配慮した生産を行っていくため緩効性肥料の試験等を行っていく。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 25 ヘクタール
生産数量 1,811 トン
出荷数量 1,616 トン
- 4 野菜 指定産地名 上益城
- (1) 区域 山都町（旧矢部町及び旧清和村）
- (2) 指定野菜の種別 夏秋キャベツ
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
機械化一環体系等による労力軽減・省力化を図り、また、深耕による土の若返りや耕畜連携による土壌の健全化を図り生産性の向上を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 217 ヘクタール
生産数量 7,595 トン
出荷数量 4,400 トン
- 5 野菜 指定産地名 上益城
- (1) 区域 山都町（旧矢部町及び旧清和村）、御船町、嘉島町及び益城町
- (2) 指定野菜の種別 夏秋トマト
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
契約及び相対取引を拡大し経営の安定を図る。また、防虫ネットや粘着板の利用により病害の発生を抑制し生産の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 61 ヘクタール
生産数量 3,986 トン
出荷数量 3,640 トン
- 6 野菜 指定産地名 上益城
- (1) 区域 山都町（旧矢部町及び旧清和村）及び御船町
- (2) 指定野菜の種別 夏秋ピーマン
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
共同育苗や機械化を推進し省力化や低コスト化を図り、また、雨よけ栽培による生産の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 39 ヘクタール
生産数量 1,890 トン
出荷数量 1,750 トン
- 7 野菜 指定産地名 あまくさ

- (1) 区域 上天草市及び天草市
 (2) 指定野菜の種別 夏秋きゅうり
 (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
 (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 気象災害に左右されないような耐候性ハウスの導入・整備の推進を行い、また、栽培技術の向上を行いながら一戸当たりの作付け面積拡大により出荷の安定を図る。
 (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
 平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
 作付面積 23 ヘクタール
 生産数量 668 トン
 出荷数量 410 トン
- 8 野菜指定産地名 天草
 (1) 区域 上天草市、天草市（旧牛深市、旧河浦町及び旧御所浦町を除く）及び苓北町
 (2) 指定野菜の種別 冬レタス
 (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 19 年 3 月 19 日
 (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
 肥培管理の改善、優良品種への更新や生産期間の拡大等により、安定供給と産地の維持強化を図る。
 (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
 平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
 作付面積 242 ヘクタール
 生産数量 5,352 トン
 出荷数量 4,992 トン

熊本県公告第 277 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本県
 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 19 年九州地方整備局告示第 42 号都市計画道路事業 3・2・62 号春日池上線
 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目 11 番 63 号
 4 事業施行期間 平成 17 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
 5 事業地
 収用の部分 平成 17 年九州地方整備局告示第 79 号の事業地のうち熊本県熊本市春日五丁目地内において事業地を変更する。
 使用の部分 平成 17 年九州地方整備局告示第 79 号の事業地のうち熊本県熊本市春日五丁目地内において事業地を変更する。

熊本県公告第 278 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊本県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（土地改良（水土里情報利活用促進事業にかかる GIS）の整備）	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで	熊本県全域

登 載 依 頼

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀 美 子

熊本県教育委員会規則第 10 号

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県立学校職員の人事評価に関する規則（平成 18 年熊本県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
第 6 条 第 2 項 の 表 の 被 評 価 者 の 欄 中 「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。
附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 11 号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成 18 年熊本県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 2 項 の 表 の 被 評 価 者 の 欄 中 「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。
附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

